

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所）長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与について（通知）

学校において、てんかん発作又は重度の低血糖発作により、児童生徒が生命の危険又は重篤な状態に陥る可能性があるとして主治医が判断し、保護者からの依頼を受けるなど一定の条件を満たしている場合で、教職員等が本人に代わり緊急やむを得ない措置として医薬品を投与する行為については医師法違反とならないという解釈が示されています。

このたび、児童生徒がてんかん発作により生命が危険な状態等である場合に教職員等が本人に代わって投与できる医薬品が追加されました。

つきましては、緊急時の医薬品投与を児童生徒の保護者が学校に依頼する際の主治医の指示書の参考様式等を下記のとおり作成等しましたので、必要に応じて活用してください。

なお、医薬品を投与する措置は、当該児童生徒の生命が危険な状態等である場合に限定されること、組織的に対応できるよう校内体制の整備に万全を期す必要があることを申し添えます。

記

1 対象となる医薬品

（1）てんかん発作時

- ・坐剤（ダイアップ®坐剤等）
- ・ブコラム®口腔用液（ミダゾラム口腔用液）
- ・スピジア®点鼻液（ジアゼパム点鼻液）

（2）重度の低血糖発作時

- ・バクスミー®点鼻粉末剤（グルカゴン点鼻粉末）

2 様式等の変更内容

（1）学校から保護者への依頼文例

「スピジア®点鼻液」を対象医薬品に追加

（2）主治医の指示書の参考様式の変更

製造販売業者の変更に伴い、「ブコラム®口腔用液」「バクスミー点鼻粉末剤」の使用

方法等に係る参考 URL を変更

(3) 主治医の指示書の参考様式の追加

スピジア®点鼻液

(4) その他

「ダイアップ®坐剤」の主治医の指示書及び保護者からの依頼書の参考様式に変更はありません。

添付の様式は、学校の実情に応じて、適宜修正して活用してください。なお、様式中の「■」は確認が必須の項目、「□」は任意の項目です。

3 留意点

- (1) 投与後に予測される副作用及びその対応については、事前に主治医の指導及び助言を踏まえ、保護者との共通理解を図ること。
- (2) 緊急時の医薬品の投与後は、必ず医療機関を受診させることとしているが、必要に応じて救急搬送の要請を行うこと。
- (3) 医薬品の投与を含め緊急時の対応が組織的にできるよう、投与方法や一時救命処置、保護者や医療機関への緊急連絡、救急要請等に係る研修や訓練を定期的に行うなど校内体制の整備に万全を期すこと。

担 当：県立学校部保健体育課

健康教育・学校安全担当 中山・高沢

電 話：048-830-6963

E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp